

法 学 第 5 8 号
平成 23 年 4 月 12 日

各 学 校 法 人 理 事 長
各 準 学 校 法 人 理 事 長
各 私 立 学 校 長
各 私 立 専 修 学 校 長

} 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

東日本大震災等で被災された学校法人に対する融資制度のご案内について
このことについて、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。
なお、日本私立学校振興・共済事業団より各学校法人に対して直接案内されている内容と同
内容であることを申し添えます。

【担当】私学振興担当 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：hiro-onodera@pref.iwate.jp

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14>

私振融第 15 号

平成 23 年 4 月 7 日

都道府県私立学校主管部長 殿

日本私立学校振興・共済事業団

融資部長 熊谷 賢次

(公印省略)

東日本大震災等で被災された学校法人に対する
融資制度のご案内について

平素は当事業団の業務に格別のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

先に発生した東日本大震災等で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。災害からの一日も早い復興をお祈り申し上げますとともに、事業団といたしましても全力で支援につとめたいと考えております。

現在、災害復旧に向けて融資の支援策の在り方について検討を行っているところであり、関係者とも連携を図りつつ、より活用しやすい融資の実施に向けて努力してまいり所存です。今回は、取り急ぎ、現行制度の融資費目の下で被災された学校法人に対して、貸付を迅速に行うため、貴都道府県所管の学校法人に事業団資金の借入希望について下記のとおり調査を実施しますので、お知らせいたします。

震災への対応などでご多忙なところ大変恐縮ですが、宜しくご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。

記

1. 借入希望調書の送付先

各都道府県所管の学校法人（各種学校法人を除く）

2. 借入希望調書の提出期限

平成 23 年 4 月 25 日（月）

（本件照会先）

日本私立学校振興・共済事業団 融資部 融資課

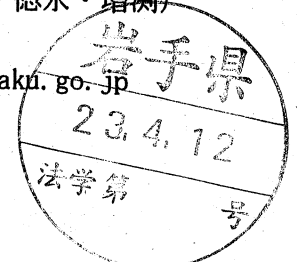
〒102-8145 東京都千代田区富士見 1-10-12

TEL : 03-3230-7861~7863

（担当：小林・徳永・増淵）

FAX : 03-3230-8570

メールアドレス：yushi@shigaku.go.jp



私振融第15号
平成23年4月7日

学校法人 理事長 殿

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 河田 悌一

(公印省略)

東日本大震災等で被災された学校法人に対する 融資制度のご案内

平素は事業団の業務に格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先に発生した東日本大震災等で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。災害からの一日も早い復興をお祈り申し上げますとともに、事業団といたしましても全力で支援につとめたいと考えております。

現在、災害復旧に向けて融資の支援策の在り方について検討を行っているところであり、関係者とも連携を図りつつ、より活用しやすい融資の実施に向けて努力してまいり所存ですが、取り急ぎ下記のとおり、現行制度の融資費目の下で被災された学校法人に対して貸付を迅速に行っていきたいと思っておりますので、ご案内いたします。

借入れのご希望がある場合は、別紙「東日本大震災等に係る平成23年度の借入希望について」をご提出ください。

なお、ご不明な点などがございましたら、融資課までお問い合わせください。

記

1. 融資の種類

- (1) 災害復旧費（特別災害）※平成23年3月期金利：1.2%

「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」等により、国から補助金を受ける私立学校等（専修学校及び各種学校を除く）の災害復旧事業に対する低利融資です。

- (2) 災害復旧費（一般災害）※平成23年3月期金利：1.2%

上記特別災害以外の災害復旧事業に対する低利融資です。

- (3) 教育環境整備費（経営充実資金）※平成23年3月期金利：0.8%

災害により被災した学校法人の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金の低利融資です。

注1：金利は毎月変動しますので、ご注意ください。

注2：対象学校については、別紙1から3の「ご案内」を参照してください。

注3：上記の融資は、学校法人を対象とした校舎等の学校施設の整備事業に対する貸付けになります。私学共済制度の加入者に対する貸付けとは異なりますので、ご注意ください。

2. 対象となる法人

学校法人及び準学校法人が対象となります。

ただし、事業団借入金の償還金(利息、延滞金を含む)を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

3. 借入希望調書のご提出期限

平成 23 年 4 月 25 日 (月)

借入希望調書は、郵送、FAXまたは電子メール添付(下記の問い合わせ先参照)にてお願いいたします。

なお、該当がない場合は、ご提出の必要はありません。

4. お問い合わせ先

日本私立学校振興・共済事業団 融資部 融資課

〒102-8145 東京都千代田区富士見 1-10-12

TEL : 03-3230-7861~7863 (担当 : 小林・徳永・増渕)

FAX : 03-3230-8570

メールアドレス : yushi@shigaku.go.jp

日本私立学校振興・共済事業団：融資のご案内(平成23年度)

災害復旧費(特別災害)

1. 融資対象

●対象となる学校法人

学校法人

※ただし、事業団借入金の償還金(利息、延滞金を含む)を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

●対象となる学校

東日本大震災等により被災した次の学校

○私立学校(大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園)

●対象となる事業

激甚災害に指定され、国から補助金の交付を受ける災害復旧事業で、建物・構築物・土地・設備等を原形に復旧するもの

2. 融資条件

区 分	内 容
融 資 金 利	1. 2%(平成23年3月現在。金利は毎月変わります)
償 還 方 法	25年(うち据置2年)以内の元金均等返済
融 資 額	原則として、次の①～③の中で最も小さい額が融資額となります。 ①事業査定額: 補助金の額と同額以内 ②資産査定額: 正味資産(貸借対照表の総資産-総負債)の30%から事業団の既借入分を差し引いた金額 ③担保査定額: 担保物件の評価額の80%以内 ※ただし、特別な事情等がある場合には、相談に応じます。
担 保	土地及び建物
連 帯 保 証 人	1名以上

日本私立学校振興・共済事業団：融資のご案内（平成23年度）

災害復旧費（一般災害）

1. 融資対象

●対象となる学校法人

学校法人・準学校法人

※ただし、事業団借入金の償還金（利息、延滞金を含む）を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

●対象となる学校

東日本大震災等により被災した次の学校

- 私立学校（大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園）
- 学校法人または準学校法人が設置する専修学校（職業に必要な技術の教授を目的とするものに限る。）
- 学校法人または準学校法人が設置する各種学校（職業に必要な技術の教授を目的とするものに限る。）

●対象となる事業

特別災害以外の災害復旧事業で、建物・構築物・土地・設備等を原形に復旧するもの

2. 融資条件

区 分	内 容
融 資 金 利	1. 2%（平成23年3月現在。金利は毎月変わります）
償 還 方 法	20年（うち据置2年）以内の元金均等返済
融 資 額	原則として、次の①～③の中で最も小さい額が融資額となります。 ①事業査定額：原形復旧査定事業費の80% ②資産査定額：正味資産（貸借対照表の総資産－総負債）の30%から事業団の既借入分を差し引いた金額 ③担保査定額：担保物件の評価額の80%以内 ※ただし、特別な事情等がある場合には、相談に応じます。
担 保	土地及び建物
連 帯 保 証 人	1名以上

日本私立学校振興・共済事業団：融資のご案内（平成23年度）

教育環境整備費（経営充実資金）

1. 融資対象

●対象となる学校法人

学校法人・準学校法人

※ただし、事業団借入金の償還金（利息、延滞金を含む）を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

●対象となる学校

東日本大震災等により被災した次の学校

○私立学校（大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園）

○学校法人または準学校法人が設置する専修学校（職業に必要な技術の教授を目的とするものに限る。）

●対象となる事業

災害により被災した学校法人の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金

2. 融資条件

区 分	内 容
融 資 金 利	0.8%（平成23年3月現在。金利は毎月変わります）
償 還 方 法	5年6ヵ月（うち据置6ヵ月）以内の元金均等返済
融 資 額	原則として、次の①～③の中で最も小さい額が融資額となります。 ①事業査定額：経費支出の1/2の50% ②資産査定額：正味資産（貸借対照表の総資産－総負債）の30%から事業団の既借入分を差し引いた金額 ③担保査定額：担保物件の評価額の80%以内 ※ただし、特別な事情等がある場合には、相談に応じます。
担 保	土地及び建物
連 帯 保 証 人	1名以上

東日本大震災等に係る平成23年度の借入希望について

法人番号	
学校法人名	

ご提出方法（下記のいずれかで4月25日(月)まで）
郵送・FAX (03-3230-8570)
メール (yushi@shigaku.go.jp)

融資事務担当者		
役職名	氏名（フリガナ）	連絡先
		TEL
		FAX
		E-mail

○ア～イにつき私学事業団の融資資金の借入希望の有無をご記入下さい。

区分	融 資 費 目	借入希望有無	借 入 希 望 額	借入期間	う ち 据 置 期 間	借入希望月
ア	災害復旧費（特別災害・一般災害） ※激甚災害の指定に関わらず、建物等の復旧事業に係る借入希望の有無をご記入ください。		千円	※25年以内 年	※2年以内 年	月
イ	教育環境整備費（経営充実資金）		千円	※5.5年以内 年	※0.5年以内 年	月

※アとイがともに「無」の場合は、ご提出の必要はありません。

☆アからイのいずれかで「有」とした場合は、下記1～2にもご回答ください。

1-1. 上記アの借入を希望する場合（災害復旧費）

災害復旧にかかる事業費の見込額を記入してください。
※不明の場合は空欄にしてください。

事業費見込額
千円

1-2. 上記イの借入を希望する場合（教育環境整備費）

資金収支計算書における教育研究経費支出と管理経費支出の合計金額を記入してください。

平成21年度決算額	平成22年度予算額	平成22年度決算見込額	平成23年度予算額
千円	千円	千円	千円

※予算額は、補正予算がある場合は、その金額を記入してください。

※平成22年度決算見込額・平成23年度予算額は、把握できる範囲で記入してください。

2. その他、ご不明な点などがありましたら、ご自由にお書き下さい。

(注) 今回ご提出いただく調査の内容は、当事業団の業務以外で使用することはありません。